

大川市学校安全の日を定める規則

(趣旨)

第1条 2017年1月13日、大川市立川口小学校で起きたゴールポスト転倒事故により、児童の尊い命を失った事実を風化させず、教訓として後世に伝え、安全で安心な学校づくりに努力を続けることを誓い、ここに大川市学校安全の日を定める。

(学校安全の日)

第2条 大川市学校安全の日は、1月13日とする。

(学校安全の日の取組)

第3条 大川市教育委員会は、学校、教育に関する機関及び団体と連携・協力し、大川市学校安全の日の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く市民への普及を図る。

2 前項に規定する取組は、1月13日前後の期間に集中して実施するように努めるものとする。

(教育関係者の姿勢)

第4条 教職員をはじめとする教育関係者は、大川市学校安全の日に関する行事等に積極的に取り組むことを通して、安全で安心な学校づくりに努めるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、大川市学校安全の日に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。